情報のひろぼ

市役所の住所 〒506-8555 花岡町2-18 ホームページアドレス http://www.city.takayama.lg.jp/

- ● 10月の献血 ● ● -

期日	時間	場所
3(水)	9:00~12:00	(㈱トーエネック 高山営業所 (匠ヶ丘町)
	13:30~16:00	平和メディク(株) (上岡本町8)
25休)	9:00~12:00	飛驒総合庁舎 (上岡本町7)
26金	9:00~11:30	飛驒信用組合 事務センター (石浦町7)
	13:00~16:00	久美愛厚生病院 (中切町)

ご利用ください 市税の休日納付窓口

問合先 | 税務課 ☎35-3504

仕事などの都合により、市県民税、 固定資産税・都市計画税、軽自動車 税の平日納付が困難な方を対象に、 休日納付窓口を開設します。

当日は、納付に関する相談もお受けしますので、この機会にぜひご利用ください。

期日 10月14日(日)

時間 午前9時~午後4時

場所 税務課 (市役所2階·花岡町2)

高山赤十字病院「市民公開講座」 がんになったら緩和ケア

問合先 □ 高山赤十字病院 □ 32-1111 (内線3380)

それぞれの専門スタッフが、緩和ケアの基礎や治療の内容、在宅サービスなど、役立つ緩和ケアの情報を紹介します。

期日 10月27日(土)

時間 午後1時~2時30分(30分前に開場) 場所 高山赤十字病院 (天満町3)

※事前申込不要、直接ご来場ください。

岐阜県不動産鑑定士協会 市民公開講座

申 込 (公社)岐阜県不動産鑑定士協会 問合先 ☎058-274-7181

「リニア新時代と岐阜県のまちづく りを考える」をテーマに、講演やパ ネルディスカッションが開かれます。

期日 11月8日(木)

時間 午後1時20分~4時40分

(午後1時開場)

場所 グランヴェール岐山 (岐阜市) ※入場無料ですが、事前申込みが必要です

市長室へようこそ

問合先 **秘書課** ☎35-3130

市民と市長の面談日 10月17日(水)※事前にご予約ください 午前8時30分~正午

また、始業前の時間も市役所の市長室を「市民と市長の対話の場」として開放しています。お気軽にお越しください。

●開放時間/午前7時すぎから8時30分まで

※出張や特別な行事がある場合を除きます(月〜金曜日) ※市ホームページで市長の週間スケジュールをお知らせしています

市長室直通FAXもご利用ください●FAX32-7000



多重債務

無料相談会

申込·問合先

県民生活相談センター ☎058-277-1003 返しきれない借金の支払いに困っている、利息を払い過ぎているかもしれないという方、悩む前にご相談ください。

期日 10月13日(土) 時間 午後1時~4時

場所 県民生活相談センター(岐阜市薮田南5・ふれあい福寿会館内)

相談方法 ①面接相談:10月12日金までに電話予約

②電話相談:予約不要、当日時間内に「EL」

※弁護士や司法書士などが相談に応じます

障がい者就労相談

申 込 福祉課 問合先 ☎35-3139

市地域自立支援協議会では、障がいのある方の就労に関する相談を受け付けています。「働きたいけど、どうしたらいいか分からない」「働きたいけど自信がない」などの相談に、就労支援事業者などが応じますので、気軽にご利用ください。

なお、相談は障がいの種別は問いません(予約の方が優先になります)。 日時 10月16日(火 午後1時~3時30分場所 市役所(花岡町2)

なんでも無料でんわ相談

申 込 飛驒勤労者サポートセンター 問合先 ☎57-8002

飛驒地域勤労者福祉サポート事業 として相談室を開設しています。生 活や金融、保障などでお困りの方は お気軽にご相談ください。

参加資格 飛驒地域にお勤めまたは お住まいの勤労者

期日 毎週月曜~金曜(ただし祝祭 日と年末年始は除く)

時間 午前9時~正午、午後1時~5時

全国地域安全運動

期間 ● 10月11日(水)~20日(土) 運動の重点

- 自動車関連犯罪の防止
- ・住宅を対象とした侵入犯罪の防止
- 子ども・女性および高齢者の犯罪被害防止

知的障がい者 相談員による相談会

申 込 福祉課 問合先 ☎35-3139

知的障がい者やその家族を対象として、知的障がい者相談員が家庭における養育、生活などに関する相談に応じます。

なお、予約が必要です (予約は随時、 福祉課で受け付けています)。

日時 10月26日(金) 午後1時~3時 場所 市役所 (花岡町2)

障がい者に対する虐待防止

問合先 福祉課 ☎35-3139

10月1日から「障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関 する法律」が施行されました。

障がい者に対する虐待防止のご相談(虐待の疑いも)など、お気軽にお問い合わせください。

事業主のみなさんへ

- ~障がい者の法定雇用率が引き上げられます~
- 全ての事業主は法定雇用率以上の割合で 障がい者を雇用する義務があります。
- この雇用率が平成25年4月から次のとおり変わります。
- ●民間企業の法定雇用率が現行1.8%から 2.0%になります
- ②障がい者雇用が義務付けられる事業主の 範囲が、従業員56人以上から50人以上に なります(対象事業主は毎年6月1日時点 の障がい者雇用状況をハローワークに報 告しなければなりません)。

問合先 | ハローワーク高山 ☎32-5126